

令和2年9月8日（火曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

令和2年第3回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（13名）

1 番	杉 原 崇 君	2 番	櫻 井 靖 君
3 番	緑 山 市 朗 君	4 番	赤 間 幸 夫 君
5 番	高 橋 利 典 君	6 番	片 山 正 弘 君
7 番	澁 谷 秀 夫 君	8 番	今 野 章 君
10 番	後 藤 良 郎 君	11 番	菅 野 良 雄 君
12 番	高 橋 幸 彦 君	13 番	色 川 晴 夫 君
14 番	阿 部 幸 夫 君		

欠席議員（1名）

9 番	太 齋 雅 一 君
-----	-----------

説明のため出席した者

町 長	櫻 井 公 一 君
副 町 長	熊 谷 清 一 君
総 務 課 長	千 葉 繁 雄 君
財 務 課 長	佐 藤 進 君
企 画 調 整 課 長	佐々木 敏 正 君
町 民 福 祉 課 長	安 土 哲 君
健 康 長 寿 課 長	齊 藤 恵美子 君
産 業 観 光 課 長	太 田 雄 君
建 設 課 長	赤 間 春 夫 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	鴈 平 義 弘 君
水 道 事 業 所 長	岩 渕 茂 樹 君
危 機 管 理 監	蜂 谷 文 也 君
子 育 て 支 援 対 策 監	本 間 澄 江 君
総 務 課 総 務 管 理 班 長	相 澤 光 治 君
教 育 長	内 海 俊 行 君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
参事兼中央公民館長	伊 藤 政 宏 君
選挙管理委員会事務局長	中 條 宣 之 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 次 長 熊 谷 直 美

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 9 月 8 日 (火曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 議案第 8 3 号 令和元年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

〃 第 3 議案第 8 4 号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 4 議案第 8 5 号 令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 5 議案第 8 6 号 令和元年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 6 議案第 8 7 号 令和元年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 7 議案第 8 8 号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 8 議案第 8 9 号 令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 9 議案第 9 0 号 令和元年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

〃 第 1 0 議案第 9 1 号 令和元年度松島町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第3回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申出がありますので、お知らせいたします。―――さんです。

欠席の申出がありますので、報告させていただきます。9番太齋雅一議員、病気療養のため本日欠席する旨の届出がありましたので、お知らせいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、6番片山正弘議員、7番澁谷秀夫議員を指名いたします。

お知らせいたします。暑い場合は、上着を脱いでもらって結構でございます。

日程第 2 議案第83号 令和元年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第84号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第85号 令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第86号 令和元年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第87号 令和元年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第88号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第89号 令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第90号 令和元年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第91号 令和元年度松島町水道事業会計決算認定について

○議長（阿部幸夫君） 皆様にお諮りいたします。

日程第2、議案第83号から日程第10、議案第91号までは令和元年度各種会計決算に関する議案であり、提案段階で一括議題とすることを決しております。

よって、関連がありますので、質疑については一括で行いたいと思います。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

質疑については、一括議題とする旨を決定いたしました。

監査委員による決算審査の報告があります。4番赤間幸夫議員が決算審査報告のため、席を移動いたしますので、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休 憩

午前10時02分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第2、議案第83号から日程第10、議案91号までは既に提案説明が終わっております。総括質疑に入る前に、監査委員による決算審査の報告を行います。

それでは、監査委員より報告をよろしくお願いいたします。

○代表監査委員（丹野和男君） おはようございます。監査委員の丹野和男です。

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

去る8月11日に、令和元年度の松島町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書などを町長宛てに提出しましたので、その概要について報告します。

まず、令和元年度松島町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見についてであります。

審査意見書の1ページをお開き願います。

第1、審査の対象です。1）令和元年度松島町一般会計歳入歳出決算、2）から8）の国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、介護サービス事業、観瀾亭等、松島区外区有財産、下水道事業とそれぞれの令和元年度松島町特別会計歳入歳出決算、そして9）の令和元年度財産に関する調書を審査の対象としました。

第2、審査の方法ですが、令和2年7月20日から8月4日まで、監査委員室ほか会議室及び現地にて行いました。手続ですが、審査に際しては、町長より提出された決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書により、①決算の計数は正確であるか、

②予算の執行は適切に行われたか、③財政運営は健全であったか、④収支の証拠書類等は完備しているか、⑤工事の事務手続が適切に行われたかなどに主眼を置き、詳しく検証するため諸帳簿、諸帳票、出納関係書類、その他証拠書類等の提出を求め検証するとともに、関係者からの説明を求め、その実態の把握に努めました。

第3、審査の結果です。

まず、予算の執行についてです。厳しい財政状況の下、予算の執行についてはおおむね適正であると認められました。

次に、施政方針の実効性についてです。平成31年3月定例会における町長の施政方針に盛り込まれた計画については、おおむね年度の目標が達成されたものと認められました。

2ページ、一般会計についてです。

(1) 財政の概要、決算の規模ですが、予算現額129億6,156万9,000余円に対し、歳入総額116億6,195万1,000余円、歳出総額98億3,997万4,000余円となりました。予算現額に対する収入率は歳入総額で89.97%、前年度は92.98%でした。執行率は歳出総額で75.92%、前年度は81.68%でした。決算額を前年度と比較しますと、歳入総額で11億627万余円、率にして10.48%の増、歳出総額で5億6,695万5,000余円、率にして6.11%の増となっています。1億6,200万円が地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れられているので、令和2年度への純繰越額は1億6,148万4,000余円であります。

決算収支の状況から見て、実質収支、これは歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額であります。3億2,348万4,000余円の黒字となっています。

実質単年度収支については、基金への積立金が52万1,000円、取崩しが5億2,870万5,000円であるため、7億5,687万9,000余円の赤字となっています。

以下、3ページに(2)歳入の概要、(3)歳出の概要、4ページに(4)財政の分析、15ページに(5)歳入歳出における款別の状況と続きますが、これはお読みいただくことにしまして、37ページ、38ページにまとめましたので、そちらをお開きいただきます。

結びです。

令和元年度一般会計の審査概要については前述のとおりですが、なお、総括して意見を付けば、次のとおりです。

平成31年度から令和元年度に改元した本年は、年度当初に予定した事業及び繰越事業のほか、国策による事務事業や自然災害に伴う事業が数多くありました。

国策による事業としては、プレミアム付商品券事業、町立学校情報通信ネットワーク環境施

設整備事業などです。

また、昨年10月12日に発生した台風19号に対応した、災害廃棄物処理事業、農地及び農業用施設並びに公共土木施設災害復旧事業、各種被災者への救済措置などです。その影響により中止・延期となった行事・研修などが多々ありました。早期復旧が望まれる中、それぞれが方向づけされ着手しているものの、事業の相当部分が翌年度へ繰越しとなっています。

なお、年度末に発生した新型コロナウイルス感染症については、感染症拡大防止のための幼稚園・学校の休園・休校、町管理施設の休館措置、中央公民館等各種教室・講座の中止、観光客の減少など、東京五輪も1年延期となるなど、その影響は計り知れないものとなっています。

以上のことについては、庁内組織連携の下に迅速に対応し、町民サービスの向上に努めていました。

次に、①東日本大震災の復旧・復興状況についてです。

本年度の施政方針の中で、震災からの復興の加速化を目指した東日本大震災の復旧・復興関連事業の執行状況については、予算額36億8,741万2,000円に対し、執行済額は26億5,175万6,000余円、率にして71.9%、繰越額は8億4,641万3,000円、率にして22.9%、不用額は1億8,924万2,000余円、率にして5.1%となっています。

令和元年度は、漁港施設機能強化事業（手樽地区）を含む3事業が完了し、全体で49事業のうち32事業が完了しています。

避難道路整備事業は、計画35路線、延長1万7,935メートルのうち、本年度までに29路線で延長1万4,068メートル、率にして78.4%が完成、供用開始しています。用地協議や他関係機関との事業調整の遅れなどから、7事業で予算の繰越しが発生しています。

街路事業町道根廻・磯崎線道路築造事業は、計画延長2,100メートルのうち令和元年度は用地買収が全て完了しましたが、他関係機関との事業調整の遅れから、予算の繰越しが発生しています。

なお、令和2年度末の復興・創生期間内の事業完成が望まれます。

次に、②松島町行政評価の記載についてです。

松島町行政評価制度は、町施策を構成する全事務事業に評価を与え、継続的に改善・改革に取り組むものとして平成28年度から導入されたものです。今後、必要な行政サービスを提供できるよう客観的視点を踏まえた行政運営を目指し主要施策の成果説明書へ記載したことについては、大いに評価できるものです。

事業評価の方法について、業務内容が分かりやすく分類されていますが、評価点数の主観的または客観的な視点に欠けた点も見受けられます。この制度は、町民が施策に関心を持ち注目するものであり、求められる説明責任への有効的な手段として取り組まれるよう望むものです。

制度を活用した今後の行財政改革の推進に期待します。

以上が令和元年度松島町一般会計歳入歳出決算審査の報告です。

特別会計については、赤間監査委員より報告いたします。

○監査委員（赤間幸夫君） それでは、2といたしまして特別会計の審査結果、（1）国民健康保険特別会計の報告をします。

同じ決算審査意見書40ページ、41ページをお開きください。

歳入歳出の各表、年度別財源比較、年度別歳出比較、次に42ページ、43ページ、国民健康保険税未収入の状況と不納欠損処分、国民健康保険事業推移調については、記載のとおりであり、お目通しをお願いいたします。

44ページをお開きいただきます。

下段、結びになります。

歳入は、18億6,098万2,000余円となり、調定額に対して95.51%の収入率となり、前年度と比較して1億2,906万7,000余円の増となっております。歳出は、保険給付が前年度と比較して1,441件の減に対し、支給額で1億2,677万8,000余円の増となり、前年度と比較して9,695万余円増の総額17億8,663万8,000余円となっております。これは、レセプト単価が高い治療に伴い支給額が高くなったものであります。

その結果、実質収支において7,434万3,000余円の黒字となっており、実質単年度収支においては1,181万9,000余円の赤字となっております。

このことから、医療保険制度を維持するためには、国の責任において低所得者への措置を求めていくことや第2期データヘルス計画に基づく的確な保健事業を実施し、公平性のある保険税収入の確保に努めることを望むものであります。

次に、45ページになります。

（2）としまして後期高齢者医療特別会計ですが、各表につきましてはお目通しをお願いいたします。

46ページをお開き願います。

下段、結びです。

後期高齢者医療の被保険者数は、前年度と比較して11人増の2,887人となっております。

歳入は、前年度と比較して928万4,000余円増の2億251万3,000余円、調定額に対し99.52%の収入率となっております。歳出は、前年度と比較して894万8,000余円増の2億75万余円となります。実質収支は176万2,000余円の黒字となっており、実質単年度収支は33万5,000余円の黒字となっております。

次に、47ページ、（3）介護保険特別会計です。

各表につきましては、お目通しをお願いいたします。

48ページをお開き願います。

同じく下段、結びです。

歳入は、前年度と比較して7,656万7,000余円増の18億5,914万7,000余円となっております。歳出では、保険給付総額が前年度と比較して1億465万3,000余円の増となるなど、歳出総額は前年度と比較して9,843万8,000余円増の18億2,779万9,000余円となっております。実質収支において3,134万7,000余円の黒字となっております。

高齢化率の上昇とともに介護認定者数も増加する傾向から、国に対して国庫負担割合を引き上げるよう求めていくことが望まれます。

次に、49ページ、（4）介護サービス事業特別会計です。

各表においては、お目通しをお願いいたします。

50ページをお開き願います。

下段、結びです。

サービス利用者は、前年度と比較して25人増の195人、延べでは116人増の1,609人となっております。

歳入は、前年度と比較して57万2,000余円増の715万1,000余円となっております。歳出は、前年度と比較して57万2,000余円増の715万1,000余円となり、実質収支はゼロ円となっております。

次に、51ページ、（5）観瀾亭等特別会計です。

51ページから53ページ、歳入歳出、経営の分析、博物館の観覧収入等調べの表についてはお目通しをお願いいたします。

54ページをお願いいたします。

下段、結びになります。

観瀾亭観覧者数は、前年度と比較して7,625人の減となったが、観覧収入及び売上収入につ

いては増となっております。

福浦橋の通行者数は、前年度と比較して2万7,513人増となり、通行料収入も増となっておりますが、売上収入は93万余円の減となっております。

歳入総額は、前年度と比較して842万8,000余円減の1億1,125万5,000余円、歳出総額では、前年度と比較して212万余円減の9,631万2,000余円となっております。実質収支は1,494万2,000余円となり、実質単年度収支は3,840万1,000余円の黒字となっております。

次に、55ページ、（6）松島区外区有財産特別会計です。

各表並びに分析については、お目通しをお願いいたします。

56ページをお開きください。

下段、結びであります。

歳入は、土地売却収入のほか、財産運用収入の財産積立金利子収入、区有地賃貸料及び財産積立金からの繰入金並びに前年度繰越金であり、前年度と比較して1,687万1,000余円増の1,951万3,000余円となっております。歳出は、財産積立金及び利子積立金と区有地草刈等業務委託料であり、前年度と比較して1,702万5,000余円増の1,942万余円となっております。

その結果、実質収支において9万3,000余円の黒字となっておりますが、積立金から302万2,000余円を取り崩している一方で1,639万8,000余円の積立てを行っており、実質単年度収支においては1,322万1,000余円の黒字となっております。

毎年度松島区、高城区以外は、少額な財産積立金利子収入のみと決算されており、行政事務の煩雑解消、事務の効率化を図る視点からも好ましい状態とは言えません。会計閉鎖などの速やかな善処が望まれます。

次に、57ページ、（7）下水道事業特別会計です。

各表並びに61ページに至る下水道整備状況調べ、使用料未収額調、起債額調等については、お目通しをお願いいたします。

62ページをお開きください。

下段、結びであります。

歳入は、前年度と比較して7億3,371万6,000余円減の27億9,105万余円となっております。歳出は、前年度と比較して1億4,532万余円減の26億2,540万5,000余円となっております。歳入歳出差引額は1億6,564万5,000余円となり、実質収支も同様に黒字となっております。

雨水ポンプ場の完成・供用開始に伴い、近年の豪雨災害事例等に鑑み、町民に向けた安全・安心の正しい認識等の在り方について周知・啓発に努められるよう望みます。

以上で特別会計に係る報告を終わります。

財産に関する調書につきましては丹野代表監査委員より報告していただきます。よろしくお願いいたします。

○代表監査委員（丹野和男君） それでは私のほうから、財産に関する調書について審査結果を報告します。

63ページをお開き願います。

（１）土地及び建物についてです。土地及び建物の増減の主なものは記載のとおりであります。次ページです。（２）有価証券及び（３）出資による権利については増減はありませんでした。次ページ、（４）物品、（５）債権、（６）基金（イ）積立基金については記載のとおりです。（ロ）運用基金については、次ページ以降の令和元年度松島町基金運用状況審査意見書にて報告します。

令和元年度松島町基金運用状況審査意見です。

1ページをお開きいただきます。

第1、審査の対象ですが、令和元年度の土地開発基金及び育英事業基金並びに高額療養費貸付基金の3基金です。

第2、審査の方法ですが、従前の審査と同様に行いました。

第3、審査の結果です。計数は正確であり、設置の目的に従って運用されているものと認められました。

3ページ、結びです。各基金は、条例に基づき運用されていました。

以上が基金運用状況の審査報告です。

松島町水道事業会計決算審査については、赤間監査委員より報告いたします。

○監査委員（赤間幸夫君） それでは、水道事業会計決算審査について報告します。

令和元年度松島町水道事業会計決算審査意見書をご用意ください。

1ページをお開き願います。

審査の概要です。

1といたしまして、審査の対象は、令和元年度松島町水道事業会計決算です。

2としまして、審査の期間は、令和2年6月23日から6月29日までです。

3としまして、審査の場所は、水道事業所及び監査委員室です。

4としまして、審査の方法は、審査に付された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計証書・証拠書類との照合等のほか、

必要と認めるその他の方法により審査をしました。また、経営内容を把握するため計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼に審査したものであります。

審査の結果であります。

事業の経営と予算の執行につきましては、適正かつ効率的に行われ、決算書及び財務諸表並びに決算附属書類も法規に定められた様式により作成され、おおむね適正に処理されているものと認められました。

その審査詳細について報告をさせていただきます。

まず、事業の概要ですが、2ページに記載のとおり、お目通しをお願いいたします。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。

経営成績です。（イ）として収益的収入及び支出については、町長の提案理由と重複いたしますので省略させていただきますが、4ページ、5ページにかけての表は、これは後ほどお目通しをお願いいたします。

6ページをお開きいただきます。

中段から（ロ）といたしまして資本的収入及び支出についても、提案理由と重複しますので省略いたしますが、7ページにかけ、これまた後ほどお目通しをお願いいたします。

7ページの中段部分に記載の利益剰余金についてです。

本年度の純利益は1,490万6,444円となりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための経済活動縮小による翌年度の水道料金等の減免に対応するため、議会の議決による処分を行わずに全額繰越しされております。

8ページの表はお目通しをお願いいたしますが、貸借対照表から見る財政状況につきましては、記載のとおり妥当と認めております。

9ページ、お開き願います。

9ページには、経営状況の推移として、（1）供給単価と給水原価を記載しておりますので、これまたお目通しをお願いいたします。

9ページ下段から11ページにかけてであります。

（2）経営分析として、最初に、a. 財務比率に関する分析ですが、水道事業の財政状況の良否を、①流動比率、②自己資本構成比率、③固定資産対長期資本比率の3つの比率で判断するというものであります。

10ページ上の表は比率の計算式で、その下にあります表はその計算式に基づき計算した結果であります。

①の流動比率であります。1年以内に現金化できる資産と支払わなければならない負債を比較するものであります。流動性を確保するためには、流動資産が流動負債の2倍以上であることが望まれるので、理想比率は200%以上であります。この第7表－①から、水道事業の財務の短期流動性を示す流動比率は、平成29年度、平成30年度、令和元年度とも200%以上で、全国平均を上回っております。このことは、短期債務に対する支払い能力が確保されている状態を示しております。

次に、②の自己資本構成比率であります。総資本、資本プラス負債であります。これを構成する自己資本の関係を示すもので、比率が大きいほど経営の安定性は大きいものと言えます。水道事業の財務の長期健全性を示す自己資本構成比率は68.3%と、前年度より13%、全国平均値より5.61%下回っております。これは企業債の発行により低くなったものであり、経営の安定性を保持するためには、極力事業費の抑制に努めることが望まれます。

③としまして固定資産対長期資本比率であります。固定資産の調達が自己資本と固定負債の範囲内で行われるべきであるとの立場から、比率は低いほどよいと言われ、少なくとも100%以下であることが望ましく、100%を超えた場合は固定資産に対して過大投資が行われたものと言えます。水道事業の財産構成の適正度を示す固定資産対長期資本比率は60%台を推移し、全国平均を下回っており、事業の財産構成は適正であることを示しております。

11ページ、経営分析の2つ目としまして、b. 施設の効率性（稼働状況）に関する分析で、水道施設の稼働状況の良否を3つの割合で表して、施設利用率、負荷率、最大稼働率として判断されるものであります。

上の表は施設の効率を算出する計算式で、下の表はその計算した結果であります。

第7表－②の結果を見てみますと、施設の利用状況の良否を総合的に表す施設利用率は30%台を推移し、全国平均を大きく下回っております。また、施設利用率は、指標として負荷率と最大稼働率に区分することができ、負荷率は70%台であり、前年度と比較して約8%下回っております。最大稼働率は40%台を推移して、負荷率とともに全国平均を大きく下回っております。施設利用率と最大稼働率が全国平均を大きく下回っていることの要因は、1日配水能力1万6,100立方メートルに対して、1日最大配水量及び1日平均配水量が少ないためであります。

以上から、12ページ、令和元年度松島町水道事業会計決算審査における所見であります。1といたしまして財政の状況についてです。

貸借対照表は、事業開始以来、全ての資産・負債及び資本の状況が総括的に示されており、

資産合計と負債資本合計がそれぞれ55億7,397万4,535円と一致しております。財務比率に関する分析においても、おおむね安定した経営となっております。

2. 水道事業経営の今後についてです。

令和元年度決算は1,490万6,444円の純利益となっておりますが、前年度に比べ69万9,272円の減益であり、水道事業経営戦略（平成29年3月策定）で示された将来の事業環境の見通しは厳しいものであります。さらに、施設の効率性に関する分析（施設の稼働状況）においては、施設利用率及び最大稼働率は全国平均を大きく下回り、効率的であるとは言えません。水需要の大幅な増加が見込めないのであれば、配水能力も含めた水道事業経営収支計画の見直しを図るなど、経営収支が安定し、低廉で安全な水道供給が図られることが望まれます。

3としまして、災害に強い施設の構築についてであります。

水道料金の対象となる有収水量は、令和元年台風第19号による水管橋の被災等により、年間で28万立方メートル以上損失し、総配水量で除して表す有収率は85.34%となり、前年度に比べ1.61ポイント低下しておりました。計画的な配水管の更新とともに、災害に強い水道施設の構築が望まれます。

4. 水質異常時の対応についてです。

水道水の安定供給を目指し、問題が発生した場合の早期復旧のため、町水道事業所危機管理計画書を作成し、危機管理を行っている状況であります。しかし、異常な水質が発生した場合の対応につきましては、町職員の体制は整っておりますが、飲料不適による停水措置の必要が生じた場合の利水者への周知が不明でありました。水質異常時の不測の事態に備え、利水者の健康を守るため、水道法第23条第1項に基づく関係者への緊急周知の在り方を検討し、町水道事業所危機管理計画書を記載しておくことを望みます。

5といたしまして、未収金についてです。

平成23年度から水道料金未納者には、適切な給水の停止を実施するなどの収納対策を講じ、成果が得られております。また、積極的に未納者の実態調査、法規定に基づいた不納欠損処理を行い、不良債権処理の観点から評価に値するものと認めました。

以上5点にわたり審査における所見を報告し、令和元年度松島町水道事業会計決算審査報告を終わります。

なお、次ページ以降は決算審査資料でありますので、参考にしてください。

引き続き、丹野代表監査委員から報告をお願いいたします。

○代表監査委員（丹野和男君） それでは私のほうから、令和元年度決算に基づく財政健全化判

断比率及び資金不足比率に関する審査意見書について報告いたします。

審査意見書、3枚目をお開き願います。

まず、令和元年度普通会計財政健全化審査意見です。

審査の概要ですが、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の方法ですが、令和2年7月30日に関係者からの意見を求めて実施しました。

審査の結果です。総合意見として、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

表についてですが、この記載欄中の①実質赤字比率と②連結実質赤字比率については、赤字額がないため、様式に準じ、「^{なし}ー」という形で記載しています。

個別の意見について申し上げます。

①実質赤字比率については、令和元年度の実質赤字比率は、早期健全化基準の15%を下回って黒字となっています。

②連結実質赤字比率については、令和元年度の連結実質赤字比率は、早期健全化基準の20%を下回って黒字となっています。

③実質公債費比率については、令和元年度の実質公債費比率は7.9%となっており、前年度比で0.1ポイントの増、早期健全化基準の25%を下回っています。

④将来負担比率については、令和元年度の将来負担比率は21.7%となっており、前年度比で7ポイントの減、早期健全化基準の350%を下回っております。

(3) 是正改善を要する事項についてですが、おおむね健全のうちに推移しているものと認められました。

次ページ、令和元年度水道事業会計経営健全化審査意見です。

審査の概要ですが、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の方法ですが、普通会計財政健全化審査と同様に行いました。

審査の結果ですが、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足は生じていないものと認められました。

下記の表のとおり、資金不足比率は経営健全化基準の20%を下回っていました。

次ページが、令和元年度下水道事業特別会計経営健全化審査意見です。

審査の概要、審査の方法については、前に申し上げました水道事業会計経営健全化審査と同様に行いました。

審査の結果ですが、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足は生じていないものと認められました。下記の表のとおり、資金不足比率は経営健全化基準の20%を下回っていました。

次ページ、令和元年度観瀾亭等特別会計経営健全化審査意見です。

審査の概要、審査の方法ですが、前に申し上げた水道事業会計経営健全化審査と同様に行いました。

審査の結果ですが、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足は生じていないものと認められました。下記の表のとおり、資金不足比率は経営健全化基準の20%を下回っていました。

以上のとおり、令和元年度松島町の一般会計・特別会計歳入歳出決算、基金運用状況、水道事業会計決算、決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査の報告いたします。

終わります。

○議長（阿部幸夫君） 大変ご苦労さまでございました。

監査委員の決算審査報告が終わりました。

ここで、議事運営上、休憩を取りたいと思います。再開を11時といたします。

午前10時45分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

それでは、各種決算について総括質疑に入ります。

質疑をなさる方は、質問席に登壇の上、質問願います。

質疑を受けます。1番杉原 崇議員、登壇の上、質問願います。

○1番（杉原 崇君） おはようございます。1番杉原です。

今回の総括に関しましては、前回の一般質問の反省を生かして、あまり長くならないように行っていきたいと思います。

さて、今回、松島町行政評価を主要施策の成果説明書に記載したことに関しましては、今後

の運営改善に向け大変いいことだと思っておりますので、その点にも触れつつ、今回の総括質疑を行っていききたいと思います。

令和元年度の一般会計は、歳入総額116億6,195万1,000円、歳出総額98億3,997万5,000円、歳入歳出差引額18億2,197万6,000円での決算となりましたが、町税が6,513万7,000円の減であったことで、この数字にして大変厳しい数字になったかなという思いがあります。監査委員の意見書にもあるとおり、平成31年3月の施政方針で示されたものについてはおおむね達成されたと思いますが、この数字を見ても、今後一般財源を増やしていかなければ柔軟な町政運営が難しくなっていくことになります。やはりいかに移住・定住者を増やしていくかが鍵となっておりますし、そのためにはやはり教育の充実は欠かせないと思っております、今回の総括は、教育について全て行っていききたいと思います。

令和元年度の決算についての総括であります、やはりコロナの影響は切っても切り離せないものであります。今までもですが、今後も学校における感染症対策と教育活動の両立という難題がありますが、7月、8月に第2波が来たということで、今後も再流行を考慮した学校運営を行っていかねばならず、先生方は大変だなという思いがあります。今年は3月から5月まで長期休業期間があり、6月から再開しましたが、授業時間の確保や行事の見直し、感染症対策など難しい対応を行っていかねばなりません。

その中で、主に習熟度の差が出るのではないかと思います。前回の一般質問で取り上げましたが、個々の児童生徒によって違いはありますが、コロナだからということではなく、補習や手厚く一人一人のサポートを心がけていこうと思っているという答弁がありました。その1つとして、学び支援事業があると思いますが、成果説明書では、参加している児童生徒数に対して指導を行う支援員の数が充足していないので、募集の周知方法を検討するとのこと。県補助金が今年度で終了してしまうため、今後の対策が必要だと思われます。学び支援事業は、放課後や長期休業で支援員による学びの機会を増やしているわけですが、家庭での学習の定着を図る上でとてもいい事業であると考えますし、子供たちの利用状況を見ても、積極的に勉強に取り組んでいると思うので、とても要望が多いのではないかと思います、同様の取組を今後も継続すべきと考えます。

そこで、まず初めに、学び支援事業の総括と今後についてどう考えているかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） それでは、ご質問に答えたいと思います。

学び支援については、そもそも震災以降、子供の学ぶ場を提供するという趣旨の下で10年前からスタートしたものでございます。

松島の学び支援については、非常に評価が高くて、県内でも見に来る方がいたというくらい充実した内容で、所期の目的は十分に私は達成されてきていると思っております。

総括ということで考えさせていただくと、現在はどちらかというと学び支援事業で宿題をしてしまい、家庭に帰って何もしないという状況が生まれ始めてきております。全国学力・学習状況調査を分析・検討してみますと、家庭学習が非常に重要だということは再三言われてきています。学び支援のこれまでの実績を決して否定するわけではございませんけれども、学び支援でもう既に学校でやった復習とかなんかをしてしまい、おうちでの家庭学習がおろそかになるということがないように、去年から「家庭学習の手引き」というのを各小中学校でつくって、家庭でも一生懸命勉強しましょうと、自学自習をしましょうということを言っております。

それで、今後は学び支援予算も削られるということなので、10年前の所期の目的をほぼほぼ達成したのではないかとということで、これからは家庭での学習に力を入れていきたいと考えております。

それから、もう1つとしては、今うちのほうでやっている放課後子ども教室というのがございます。それに放課後の居場所づくりということで現在やっていますけれども、そちらとうまくマッチングしながら、この学び支援の趣旨を生かしながら進めていけたらなと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） なかなか宿題をやっている子が多いということで、その点に関してはちょっと残念かなと思うんですけども、今の答弁で、家庭での学習に力を入れていきたいということだったので、それについてはぜひお願いしたいのと、放課後子ども教室の話があったんですけども、ぜひこれも、以前も一般質問なんかでしたんですけども、英語に特化した取組だったり、3月にタブレットが全部そろうので、タブレットを活用した取組なんかも面白いのかなという思いがあります。

この事業に関しましては、やはり子供たちが、学習・学びの定着というか、家庭での学習が一番大事なんですけれども、それにつながるような形で今後ともつなげていっていただければという思いがありますので、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、不登校対策についてお聞きます。

前回の一般質問でも取り上げた際、学校再開後に新たに不登校になった児童生徒は現時点では確認されていないと、今まで不登校だったけれども、学校が再開されると同時に学校に来る子が多くなったとの答弁がありました。この理由は分からないとのことでしたが、これを聞いて、大変よかったなという思いがあったわけです。やはり松島で生まれ育った子たち全員が同じ場で学ぶ環境、そういうのをつくっていききたいなという思いがあります。

平成30年度の小中学校、全国の不登校児童生徒数は16万4,528人という数字がありまして、前年度の14万4,031人から大幅に増えており、過去最高になったとのこと。その中でも、90日以上欠席した児童生徒の割合が58.1%と、長期間に及ぶ子が多いという結果が出ており、やはりこれから不登校対策というのは大きな課題になっていくのかなという思いがあります。やはり不登校にならないためにも、私は個人的には少人数学級の継続というのがあるんですが、これは次の質問に入れているので、まずは不登校対策についてお聞きます。

令和元年度の成果説明書に書かれておりますが、もちろん先生方のご努力はあるんですが、スクールソーシャルワーカーの活用で学校や家庭への支援等々を行い、それぞれの連携を含め学校復帰に向けた一助につながったと思います。しかしながら、スクールソーシャルワーカー活用事業が今年度で終了してしまうので、新たな補助事業を活用し検討していきたいというふうに書かれておりました。それは書かれていましたよね。その成果説明書で、心のケア・不登校対策事業は有効性評価が3.7と、この数字の意味がちょっと分からないですけれども、ちょっと低いのかなという思いがあります。さらに学習支援等を行う心のケアハウス事業に至っては、大変頑張っているにもかかわらず3.3と、かなり低い数字ではないかという思いがありました。それを踏まえて、不登校について現状町はどのように捉えているのかと今後の対策について、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） お答えします。

不登校対策については、私が教育長になったときから不登校ゼロを願って対応してきたつもりでございます。それで、不登校についての、不登校になる児童の原因というのは多岐にわたります。家庭の経済的なこと、ご両親の問題、それから本人の問題、あとはあつてはならないんですけれども担任との相性の問題とか、そういうのは実際あります。そこで、不登校になった場合、こうやって長く見てきますと、義務教育を終了してしまうと、ほぼほぼ手助けする手だてがない。中学校でも若干遅い。ですから、小学校のうちで不登校対策を十分に

したほうがいいということで、校長会とかで言っております。

たくさん保護者に働きかければいいというものではないので、いろんな機関を教えてあげる、コーディネートするという関係が必要になってきます。教員と不登校を持つ親御さんの関係がもう寸断された場合には、やはりスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、それから私たちの町にあるケアハウス、もみの木教室、それから三品教育指導専門員の活躍とか、大分、ゼロとは言いません、まだまだあるんですけれども、不登校に対する先生方の考えも変わってきましたし、保護者まではどうか分かりませんが、保護者も積極的にケアハウスに相談に来たりしているところがございます。

コロナの後に、学校が再開したら不登校児童が結構少なくなりました。ただまた、こうやって軌道に乗ってくると、出てくる子が多くなるというか、今まで来ていた子がちょっと休みがちになるという傾向は見られますけれども、何とか小学校、中学校で解決していきたいなと思っております。

手のひら返したように、はい、学校に来ますというわけにはいかないですので、学校に来ない場合には学力の保障をしてあげなくちゃならないだろうし、来ない場合には心のケアもしてあげなきゃならないだろうと。そういうことも踏まえながら、学校、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、それからもみの木教室のスーパーバイザー、それからうちのほうの教育指導専門員なんかをフルに活用して、連携してコーディネートしながら対策を練って、今後も練っていききたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） 今お聞きしまして、不登校の理由がすごく多岐にわたっているということで、やはり一人一人の対応も違ってくるのかなという感じがしまして大変だなという思いがありますが、やはり学校と家庭の連携は大事ですし、様々な機関と今後も連携していただいて、もちろん一人一人にやられておりますが、さらに一人一人に寄り添っていただいて、1人でも多くの子が登校できるように、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

また、ケアハウス事業で学習支援ということで、これも先ほどお話ししましたタブレット導入する際に、できるかどうか分からないですけれども、実際の授業を遠隔で、このタブレットを利用するというのも将来的にはありかなという思いがあります。それがまた学校に行きたくなるというのにつながればという思いがありますので、こういったことも今後も検討を図っていただければと思います。

続きまして、先ほどお話ししましたが、少人数学級についてお聞きしたいと思います。

今後も少子化がどんどん進んできて、将来的に学校自体をどうしていくかという課題もあるとは思いますが、現在、児童生徒も徐々に減ってはきていますが、中学校は基本的に3クラスありまして、その年度によって4クラスというときもありました。先日、私も出席はできなかったんですけども、中学校の運動会では、各学年のクラスで色分けして、3つの学年が一緒に応援合戦をするというのが一つの楽しみでもあります。この応援練習を通して団結することや目標に向かってみんなで頑張ることなど、様々な学びを得られることもあります。そのほかにも、この3学年一緒に走るカラー対抗リレーなんていうのも、各学年に3クラスあるからこそであると思います。

平成16年から、県内の全ての小学校2年生と中学校1年生において、よりきめ細やかな教育活動を進め、その後の学校生活の基本となる学習習慣や生活習慣の着実な定着を図るため、1学級35人を超える学級の解消を図り、そのために必要となる人員を該当する学校に配置する宮城県の学級編制弾力化事業が行われております。今年の中学校1年生は、3月の小学校卒業時点で88名いたんですが、8名が私立中学校に行って、現在のところ80人ということで、この事業により3クラスになっているとも考えられるんですが、しかし、中学校2年生になるとこの事業が外れて、国の標準の40人学級編制になることも考えられ、このきめ細やかな教育ができるのか、しっかりと生徒を見ることができるのか、さらには教師の多忙化に拍車がかかるおそれも考えられるかなと思います。

また、昨今、酷暑による熱中症対策として令和元年度に空調設備を整備し、子供たちの安心・安全な学習環境の整備を行いました。しかしながら、コロナ禍においては十分な換気が必要となり、その調節がかなり難しいものと思われれます。

文科省では、6月1日から8月31日までの新型コロナウイルスの感染者が小中学校で1,166人に上るという発表がありました。8月だけで924人増えているという数字があるわけですが、重症者がいないということで、教室内の身体的距離を2メートルから1メートルに緩和するという通知があったと思います。現状は、密にならないように机を交互に配置するなど様々な工夫が施されているわけですが、1クラス減るとかなりの密になることが考えられます。

話がちょっとそれましたが、熱中症対策ということで、子供たちがマスクをしないで登下校する姿が増えてはきたんですが、とある高齢者の方からお話を伺って、マスクをしない子が増えてきて不安だという方も実際おりました。その方にはちゃんと説明はしたつもりですが、やはりそういったことも、町民の皆様に理解してもらうように、いろんな広報・周

知を図られていくことはお願いしたいなという思いがあります。

こういった件も含めて、感染症対策と熱中症対策の両立は難しい問題だと思っております。ちょっと話がそれましたが、3年後の、現在の小4から84名と続いていくので、そのたびに考えられていくことではありますが、先ほどの不登校対策にとっても、このきめ細やかな教育活動が必要であると考えられます。感染症対策として、教室内での密をつくらないためにも、3学級を維持していくべきだと思います。また、一人一人に目が行き届き、学力向上や先ほどの不登校の改善について積極的な効果が出ているという話もあり、少人数学級が今後必要であると考えておりますが、この35人学級、少人数学級、これについて来年度の中学校2年生をどうするかというのも若干触れてもらっても構わないので、それも含めて当町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 杉原議員のお話ですと、多分、今松島中学校の1年生が3クラス、それで弾力化事業で今3クラスを維持していますけれども、中学校2年生になるとその弾力化事業が外れまして、40人学級、つまり2クラスになるというお話が主たる中身ではないかなと思っております。

2つの観点から言わせてもらいますと、学力が密にというか、クラスが2クラスになって40人になってきたときに、学習が本当に定着するのかなというご心配があると思います。それから、コロナのこともありますので、40人学級で密に学習をしていかなくちやなくなったらということがあると思いますので、これについては国の約束事なので、2クラスになってしまうという条件はどうやっても変わりはありません。ただ、やり方としていろんな方策があると思うので、今松島中学校の高橋校長先生とか私とかで解決する方法を探っております。明るい兆しは見えております、というくらいしか言えませんが、そういう形で進めていきたいなとは思っております。ですから、ご心配な部分については、ここではっきり大丈夫ですとは言いきれませんが、何とかうまくクリアしていきたいなと思っております。

これまでの学習についても、これは決算なもので、これまでの学習についても触れさせていただきますと、松島スタイルということで、当たり前のことは当たり前に学習しましょうと、ですから課題をしっかりと書いてそこで話し合いをし、ノートにしっかりと書いて、まとめをしっかりと、45分の流れがしっかりと分かるような授業を展開しましょうということでこれまでやってきました。ただ、残念ながら、正直申しますと、ほかの挨拶とか英語とかの特色ある

学習は非常に伸びが目立ちますけれども、それが全国学力・学習状況調査でまだ反映できないと。これはちょっと残念なんです、私の努力不足かもしれませんので、今後さらに学力向上を目指して、町長が言うように子育てできるまちの一助を担いたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） この中学校1年生の話は、とある保護者の方からお話をいただいて今回取り上げたという次第はあるわけですが、やはり40人を1人で見るというのは大変で、先ほども言ったとおり目が行き届かなくなる可能性がちょっと大きくなるんじゃないかと、そこも保護者の方は不安に思われていらっしゃいました。ぜひそこは、うまく言えないかもしれませんが、しっかりとそこは考えていただいて、来年度に向けてやっていただきたいなという思いがあります。

今、英語に触れられたんですけれども、次に実は英語の話をしようかなと思っておりました。先日の報道にありましたが、2022年度をめどに小学校高学年において外国語、理科、算数の3教科で教科担任制を取り組んでいくという報道がありましたが、授業数の増加やプログラミング教育など専門性が出てきて、先生方は大変だなという思いがあります。

その中で、当町では、インバウンド等急速に進む国際化の中で英語教育に力を入れており、町内全ての小中学校は宮城県の小・中連携英語教育推進事業の指定校になっており、本年も英語教育に力を入れているところであります。先生方も研究授業を行いながら授業力の向上を図られているということを、学校のホームページにも掲載されております。また、研究授業の前には職員研修として英語の模擬授業を行い、6年生の担任、ALT、外国語専科の教員が研究授業同様に授業を進め、その他の教職員が子供役となり、英語の活動をしながら英語の幾つかの表現の仕方を学び、参加者全員で授業の進め方がどうだったか検討し合ったということで、子供たちがしっかりと学べる土壌づくりを行っているということが見てとれます。英語教育だけではありませんが、しっかりと小中連携を図っていくことで、学びの連続性で学習の定着が図られていくという思いがあります。

この小・中連携英語教育推進事業について、昨年度から始まったんですけれども、それについての効果と、これからの松島町の英語教育についてどう考えていらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） では、お答えします。

英語については、松島の特色の事業の一つとして、教育長になったとき私もそう思っていました。松島町イコール英語を一生懸命頑張っているまちなんだなということで、杉原議員がおっしゃるように、それは小学校だけじゃなくて、幼稚園、小学校、中学校全部が、英語に染まれというのはおかしいですけども、英語ができるような子供たちになってほしいなと思っておりました。

そこで、今回タブレットも1人1台購入させていただくことになりましたけれども、そういう機器を使いながら英語に親しむというのは絶好の機会だと、実は内心しめしめと思ってはいたところでございます。そういう意味で、英語でとにかく子供たちの学力を上げていきたいと。

杉原議員がおっしゃったように、英語と数学と理科が専科になる可能性がありますけれども、それは教える側のほうであって、子供にとっては英語は英語なわけですので、英語で簡単に皆さんとコミュニケーションができるとか、そういうくらいのレベルにまで上げていきたいなと思っております。

あと、松島は幼、小、中ときていますけれども、あと松島高校も英語のリンクをさせていただいていますので、そういう意味では幼、小、中、高校というふうになっております。今私どものエリアが幼稚園だけだったんですが、実は保育所のほうへもマーティンやブライアンが行って、英語の歌とか、ダンスの中で英語を使ったりするような活動もしておりますので、全部まとめて英語という形にしていきたいなと。

それから、指定校を当てたことによって、先生方もやっぱり考え方を英語モードにしていたので、結局は自分で、マーティンやブライアンがいないときは自分で英語をせざるを得ないと。そのスキルアップには、この指定校はある意味ではよかったなと思っておりまして、子供たちも指定校に当たっているというのは何名か知っていますので、そういう意味では英語を十分学びたい、充実したいという子も出てきていますので、そういう意味で、もうちょっと学力に反映するのは時間がかかるかと思うんですけども、そういう形で今先生方と一生懸命取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1番（杉原 崇君） 今触れられました保育所・幼稚園含めた幼児教育については、これは最後の質問にはなるんですが、先ほどもお話ししていましたが、インバウンドはちょっとかな

り厳しい状況ではありますが、外国人観光客が多い観光地の松島にせっかく生まれたのですから、ここ松島で育つ子は、いろんな外国人の方と気軽に簡単な挨拶程度でもできるような形になればなという思いがあります。

今年は中止になってしまいましたが、こども英語ガイドなど、ほかの自治体にはない取組がありますので、そういった英語教育を通し、コミュニケーション能力を英語教育を通して育んでいてもらいたいという思いがあります。

最後、幼児教育の充実性については、認定こども園と絡めてお話しさせていただきます。

さきの令和2年6月に協定を結びまして、臨時会では認定こども園整備に向けた基本計画及び造成の設計を行う業務が可決され、令和5年4月開園に向けた建設に向けスピード感が増しているように思え、大変よかったなという思いがあります。

認定こども園の建設を通して幼児教育の充実が図られることは、松島で生まれ育った子供はもちろん、子育て世代の移住・定住には欠かせないものであります。建設と同時に、ここに通うとこんな教育が受けられる、ほかの自治体にはないものだと思えば、必ず若い世代が増えてくると思っております。

今、松島は魅力的な場所だと、新しく店を出す方が増えてきました。それを目指して松島にやってくる方も増えています。そういう魅力的な店が増えれば、何度も来て、今度は住みたくなるまちになってもらえると思います。それと同時に、幼児教育が充実していれば、人口が増える可能性だってあります。もちろんこの町独自の教育があれば、なおさらそれをPRもできるのかなという思いがあります。

3月議会の際に、町長が、出生率を高めるためには、やはり幼児教育であれ学校教育であれ、よその町とちょっと違ったことが求められてきているのだろうと思っているという話をされていました。私の最初の一般質問は、英語教育の充実でした。観光地を生かして、幼少から英語に触れる機会をつくり、学校帰りに子供たちが外国の方に気軽に挨拶できれば、それがインバウンド対策の1つにもなると思いますし、この松島にはやはり英語教育の充実がいいと何度も言ってきたつもりです。

そこで、最後の質問になります。移住・定住につながる認定こども園開設は幼児教育の充実に欠かせないが、松島独自の幼児教育についてどう考えがあるか。これは前回の一般質問で時間がなく飛ばした質問ではありますが、私は松島の独自の幼児教育は英語教育がよいと何度も言っていますが、当町として松島独自の幼児教育についてどういう考えがあるか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まず、杉原議員の総括の中で、少人数学級のお話が出ていましたけれども、県の町村会として、今コロナ禍によって学校の子供たちの教室が密になる可能性があるのではないかとということで、この少人数学級ということではなくて、クラス1クラス当たりの適正な人数を改めるべきではないのかという内容のお話合いは出ておりますけれども、これが決定しているわけではないんですが、こういったことで今町村会のほうでも、国のほうへ少人数学級の在り方とコロナということで取り上げていくということだけのご報告申し上げておきたいと思います。

それから、移住・定住を考えての幼児教育ということだと思っておりますけれども、やっぱり正直、松島町で移住・定住したいというお声はひとつに聞こえてくるようになりましたし、また前回もちょっとお話ししたかと思っておりますけれども、決してこのコロナがどうのこうのじゃなくて、このような状況の中でどうなんだといったときには、逆にそれを町とすれば町を売り出す1つのきっかけにしたいと思っております。というのは、東京一極集中から地方へという流れでいろんな報道がされておりますし、またその中で、じゃあ松島町はどのようなことを考えてスタンスを取るのかと。前々から幼児教育の中で、今こども園を挙げておりましたけれども、こども園だけじゃなくて、全ての18歳未満の子供たちに松島町でいい環境で育っていただく、これが我々の宿命なんだろうと思っておりますし、また町の魅力発信のためにも必要なことだと思っております。

ですから、今こども園等については、この間公募をやりまして業者が決まりまして、今内容を詰めておりますけれども、これらの出来上がった施設につきましては、今日は担当を今お願いしている社会福祉協議会のほうでも、町独自のというか、我々独自のというか、そういうカラーを表にもっと出したいというご意見も多々聞いておりますので、そういった特色をひとつ生かしたもので、地方の皆さんが松島に耳を傾け、また来ていただけるような施策が今後必要なんだろうと思っております。これらについては、早急にやっぱり一つ一つ階段を上っていかないといけないと思っておりますので、いろんな方面を注視しながらやっていきたいと思っております。それが将来的には移住・定住にもつながるでしょうし、それから、いろんな土地利用計画させていただきましたけれども、その土地利用計画が今後生きる方策にもなるのではないかと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

議員がお話しする内容につきましては、今後も注視しながら前へ進めていきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 杉原 崇議員。

○1 番（杉原 崇君） 町長がお話しになりました一極集中、東京から地方に移住したいという方の声がかんたん増えてきて、やはりこれは地方にとってはチャンスじゃないかなという思ひがありまして、やはりその1つの選好肢として松島を選んていただくためには、私はやはり幼児教育、英語教育の充実が1番だという思ひがありました。

毎年文科省で英語教育実施状況調査の結果を公表しているんですが、子供の英語力は毎年着実に改善が進んでいる一方、自治体間格差があることが分かっております。英語教育はALTの活用や先生方の指導力向上など大変だと思いますが、観光地松島ならではの環境を生かした学びをつくるなど、英語教育の充実を図っていくべきだという思ひがあります。

もちろんコロナによって感染症対策と教育活動の両立はとても大変なことだと思います。コロナだけではなく、これからの予測が困難な時代を生き抜くため、子供たちの学びの確保は重要であります。その上で、松島独自の教育の充実や、幼児からの連続した学びを行っていく、これが子育て世代の移住・定住の1つになると思っております。

歳入総額における一般財源の比率が少しずつ低くなっておりますが、住民税が減少していると考えて、未来への投資が厳しくなっていくことも考えられますが、他自治体になような教育の充実を図ることは短期的にも長期的にも有効な施策だと思っております。もちろん当町でも、英語教育に力を入れられて頑張っておられると思いますが、さらなる松島ならではの教育を目指していただきたいと思ひます。

これからも「誇りと絆を育みしなやかに生きる松島人」の育成に努めていただきながら、「松島で生きて 松島を大切にし 豊かな心を育てて」いただくことをお願いしまして、私の総括質疑を終わります。

ありがとうございます。

○議長（阿部幸夫君） 1 番杉原 崇議員の質疑が終わりました。

他に質疑ございませんか。6 番片山正弘議員、登壇の上、質疑願ひます。

○6 番（片山正弘君） 片山です。総括質疑に入らせていただきたいと思ひます。

本来もっといるのかなと思ひて、今ちゅうちょしていたところだったんですが、すみませんでした、遅くなりまして。

今杉原議員もお話ししていた件について、若干触れさせていただきたいと思ひます。

私は毎月、この町の広報を見るたびに、人口減少傾向が進んでいるなど、過去には1万7,000人台だったのが、今は1万3,000人台にもうなってしまったと。そんな中で、もう本当に寂しい町になってしまうのかなと思ひているわけですが、この人口減少を町長はど

う思っているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 毎月広報で、たまにはプラスの数字が出ないのかなと、自身も期待しているところでありすけれども、三角がついているという状況であります。

先週でしたか、県内の状況が報告されておりまして、人口が増えている自治体はこういった自治体ですと、隣の利府町さんをはじめ何町か挙がっていましたし、それから人口減をしているのは仙台市を含めてどうのこうのということが河北新報で報道されていたのは見ております。

本町の場合は、人口減少というか高齢化率が高くて、それで生まれてくるお子様方と亡くなる方々の差がどうしても年間100人以上出てくるというのが続いておりまして、それが、こういう言葉はあまりよろしくありませんけれども、自然減になっているのかなと思っております。

そこで、今いろんなことを考えて、土地利用も考えて、そういったところに住居地域、また準工業地域をとということで、働く世代を何とか呼び込もうとしているのが今の町の状況であります。

人口減少については、特効薬というのはすぐには町としてはなかなか厳しいものがございます。というのは、どこかの土地を造成して、さあどうぞ来てくださいというのはなかなか運びが難しいことでありますけれども、この松島町の7つの駅を使った人口というのは前々から言われておりますので、そういったバランスを考えたまちづくりを見て、運営での我々の施策が今後必要になってくるとは思っております。

移住・定住の補助金等も活用した施策もございましたけれども、これらが今後こういった財源でやれるのかも今後検討しながらやっていきたいとは思っております。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） これは本町だけではなくて、全国的に人口減少が進んでいるわけでありす。しかしながら、やっぱり少しずつ人口が増えているまちもあるわけでありす。また、この頃の情報等を見ていると、このコロナの関係で都心から地方のほうに移住してきている方も多いのかなと、そういう感じも受けられるわけでありす。本町は自然に恵まれた、そして近隣市町村にはない公共交通の整備の整った町でありますので、どうかこのコロナを1つのチャンスとして、松島に自然の中での定住促進ということについて、全力でまず町長の進む方向に、定住になるように進めていただきたいと思うわけでありす。

しかしながら、本町の子育て支援対策体制は私は最前線だろうと思っているわけですが、重要課題といたしましては、まず既存の幼稚園・保育所の施設が老朽化が著しいわけがあります。そんな中で、今認定こども園という町の施策もあるわけですが、今後の見通しとして、今現在の幼稚園・保育所等の施設の老朽化の対策をどのように進めていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和元年度当初にも、施設の今後の在り方について町とすればきちっと考えていかないと駄目だということで、スクラップ・アンド・ビルドというお話をした経緯があったかと思います。どういったものが町として今後必要なものであるのか、それからどういったものを統廃合していけばいいのか、そういったものをきちっと内容を精査して取りかかっていかないと、これから財政が厳しくなったときに、町としての公共施設の在り方をきちっと把握していかないとうまくいかないということは、議員の皆様方にもお話ししているとおりであります。

本町の施設に関しましては、特に幼保、小学校も含め学校関係、それから幼稚園・保育所等も含めて、なぜなかなか更新がされなかったというのが現状であります。1つ唯一直されたのが第五幼稚園がされた中でありましたけれども、第二小、第五幼稚園以降はなかなか学校の改築までには至っていなかったと。その中でずっと来ていたわけでありまして、それぞれのそのときそのときの町の考え、それから教育委員会の考えで、地域に合った学校、地域に合った幼稚園・保育所ということでお話しはされてきたわけでありますけれども、ここに来て、なかなかそういう生徒数、児童数、園児数についても減少してきた中でどうなのかという話題が出てきている中で、学校のそういう建物等の老朽化についてもいろいろ議論がされてくるようになったというのが現状かと思います。

公共施設の在り方については、今町のほうでいろんな、公会堂施設も含めていろんなものを全て検証しておりまして、できるだけ早くこういったものについては議会側のほうにも、こういうふうにしていきたいということの方向性を早く出していきたいと思いますので、今後もしよろしく願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 確かに難しいものだろうと思うんですが、今町としては、認定こども園の計画が進んでいるわけですが、この方向性の、あと2年後の開設を見込んでいけるとするとすれば、今現在どの程度ぐらいまでこの内容を各課で詰めているのかお聞きしたいと

思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今計画を考えているものにつきましては、前段お話しした内容であります。ただ、それ以降どうするのかということについては、正直申しまして白紙の状態ということであります。

我々の個々の担当側ではいろんな意見が出ておりますけれども、町として集約した中で、何年後こういったものにする、何年後こういったことをするというについてはまだ作成というかができておりませんので、これらは今後の財政状況等も鑑みてきちっとやらないと駄目だということでもありますので、今なかなか厳しい状況下になってきておりますし、来年度以降についてもこのコロナの影響がどのように影響してくるのかちょっと把握できかねるところもありますけれども、そういったところをいち早く掌握して、そういった公共施設の在り方について検討してまいりたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 計画はこれからだということではありますが、町の計画としては、私たちに示されたのは2年後スタートということではありますが、今の状態で白紙ということになると、なかなかスタートが難しくなってくるのかなと、そのような感じもするわけであります。

そこで、今既存の施設が老朽化してきているのは事実でありまして、認定こども園ができるのが2年先だとすれば、この2年間の間に老朽化している施設で子育て、また支援を受けている子供さん等について、町としてはこの2年間、相当マイナス要因が子供さんには出るのではないかなと思うんですが、この辺についての考えはあるのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今お話しした白紙という内容でありますけれども、2つ目の施設を建てるのが第一優先なのか、もしくは既存の建物をリニューアルすることが第一優先なのか、そのことについての考えがまだ白紙だということでありまして、固まっていないとお話しすればよかったのかなとも思います。

ただ、1つ目の認定こども園導入、取りかかった後はすぐにそちらのほうにかからないといけませんので、いずれ令和5年開設であれば令和6年とか、もしくは令和5年度中に現在の新しいものが建設、開園する前にもう次に向けてここをこういうふうにするというのを方策として出すことも今後は、頭の中では考えておりますので、こういったことも含めて議員の皆様方のご意見も賜りたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 片山議員。

○6番（片山正弘君） どちらにせよ、これは早急な問題だと思うんです。これと並行してやっぱり進んでいかなきゃならないだろうと思うんですよ。ですから、既存の施設をどのように生かしていくかということは、もう既に方向性は決まってもいいのではないかなと私は思うんですよね。ですから、既存の施設等についての考えというのは、町長、いつ頃ですとこれは発表していただけますか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 社会福祉協議会さんと計画されている認定こども園の建設の計画がはつきりした段階には報告申し上げたい、その後の在り方について報告申し上げていきたい、また運営の在り方についても報告していきたい、このように思っております。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） そうすると、その時期というのは、町長、いつ頃に見ているんですかね。そういう方向性を示される時期というのは、今後検討していくんだと思うんですが、今見通しとして、今年の年度内なのか、来年なのか、その辺についての考えはどうなんでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和2年ということであれば、月数もこれはもうなくなってきてはおりますけれども、令和3年から大体庁舎内でいろいろ協議をして、いろんな方々のご意見を賜って、また社会福祉協議会ともいろいろ今後の、それ以外の認定こども園の建設される以外のものについての在り方についても議論をして、大体令和4年頃にはきちっと出していききたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） よりいいものをつくっていくためにも、まず松島としては一番夢のある施設だろうと私は思うんです。これからの定住促進、そして松島に住んでよかったというまちづくりをするためには、やっぱり幼児教育というのは大切だろうと。そして、この近隣にはない、私たちはかつてない交通網のいい松島にいるわけですから、ぜひ松島らしい保育所運営について、認定こども園等についてもですが、既存の保育所・幼稚園等についてもぜひ松島らしいものを、町長、つくってください。これがコンサルだけに頼んだとかそういうんじゃないくて、本当に松島でよかったと、住んでよかったと言えるような施設をつくっていくべきだろうと私は思うんです。ですから、この近隣にないような、櫻井町長らしさを十分に

含んだこれからの認定こども園、そして幼稚園・保育所等の教育環境整備について全力で投球していただきますことをまずお願いをして、この問題は終わらせたいと思います。

次に、今回決算の中でも出てきたわけでありましたが、区有財産の特別会計であります。この中で、土地売却が出てきているわけでありましたが、町としての土地、区有財産等も含めて基本的なこの払下げ等についての考えはどういうものなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 区有財産でありますけれども、区有財産は松島町内にあるところってある程度限られたところであります。この段階で、この区有財産がどういうところにどういうふうになっているかを見て、町として、区有財産でありますので、その土地利用を考えたときに、第三者の方が何かの目的で、それが有効性、松島のために有効であるという判断があれば、区といろいろ協議はしていくわけですがけれども、前段にあるわけですがけれども、そういうことを踏まえて、順番を追って、その土地土地について考え、その土地によって対応していきたいと考えております。

ですから、場所によってはそういう払下げもあるし、別な公共的にちょっと使う用途があれば、それはそれとして区と相談しながら進めていきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 過去には、町の土地は払下げをしないというのが基本でなかったのかなと私は思っていたんですが、その辺町としては、必要性に応じてこれは払下げもあり得るということで解釈してよろしいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） ちょっと払下げについては確認しなくてはなりませんけれども、ただ区有財産については、大分前からこの議会からもいろいろご意見を賜って、今回も監査委員の方からこの区有財産の在り方について、例えば私の所をいえば、手樽だったら手樽はもう大した財産ではないのもう処分してしまったほうがいいのではないかという話は、実は庁舎内ではもうしているんですね。残すとすれば、もうあと2つなんだろうと、大きく言えば。地区名はちょっと申し上げませんが、その地区にあとはお返しするなりどうするかは、その地区とよく協議をする場を今後設けていかないと、いつまでもこの区有財産というのは議会の皆様からもご意見を賜るような内容になってくるのかなと思います。

払下げ云々については、今回ある地区でやりましたけれども、それはそのまちが、いろんな事業者がどうしても必要だということで駐車場として多分買い求めたところだと思いますけ

れども、そういったものについては、いずれ町のほうにも貢献してくるんだろうとは思いますが、その売払いとか払下げ等に関しましても、今議員から言われたことをきちっと注視しながら、私も気をつけて見ていきたいと思っています。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） そうですね。貴重な財産ですので、本当に必要性に応じた段階での払下げが基本だろうと私は思っています。

しかしながら、令和元年、去年の段階で、ある区有財産が一部払下げされて収入に入っているわけであります。しかし、この土地そのものが事業を展開しようとした人の、そこに駐車場として販売されたんだろうと思うんですが、あそこを通ったときに、この土地に売却の看板が出ていたんじゃないんですかね。私の勘違いだったかどうか分かりませんが、もしこのようなことがあったとすれば問題なのかなと私思うんですよ。ですから、この土地の払下げ等の計画というのは十分に調べた上でやらないと問題が起きるのかなと。もしあの看板が違っていれば別ですけども、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、町の土地について、買われた方からそういう話は伺っておりません。あその土地は併設して県有地が隣接してずっとあります。そしてたしか、今確認しましたがけれども、看板の出ているところは県有地、それについてその看板が出ているということであって、町有財産のほうではございません。県有地のほうであります。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） そうですか。あそこに出ている看板は、県有地のところに看板ということですか。県有地が売却されるんですか、あそこは。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 町のほうの区有財産で払下げした隣に県有地がございました。そちらであと県の道路の一部となっていたんですが、そちらが県のほうで併せてというか、県のほうの売却ということで、町で払下げした部分はそのままその所有者になっていると。県のほうで売却しているのが看板が上がっている部分ということですので、町で売却した部分の土地をその業者がまた売払いに出しているということではありませんので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 私は、あそこに今資材が置いてありますよね。その土地のところに、そ

の看板の上がっているところにかんりの資材が。何を工事するための資材なのか、資材がたくさん積んであるんですよ。その資材のところはこの看板が出ているので。

あそこが県有地なんですか。県から借りてあそこを資材置場にしているんですかね。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 私の認識ですが、ちょっとまだ現地に資材が置かれているということでございますけれども、ロープが張られているということがありまして、そちらの部分については県有地ということで、道路よりも山のほうが町で売った土地なもので、道路に近いほうの部分については県有地ということになりますので、県のほうで売却なさって、ある方が買っていただければ、そちらの所有者での資材置きということで使われているとは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山議員に申し上げます。ここで昼食休憩に入りたいと思います。

再開を13時といたします。

午前 11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

午前の片山正弘議員の質疑に対し、答弁補足をしたいという旨の届出がありましたので、それを許可したいと思います。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 午前中の土地の問題、看板と土地のことについて確認をさせていただきましたので、改めてご回答申し上げたいと思います。

まず看板、立ててある看板は宮城県の土地。そして宮城県総務部管財課という、県でいう一般財源の、土地を担当している課なんですけれども、宮城県総務部管財課ということで、県の看板であります。あと土地は、県道沿いに平行する形で宮城県の土地がずっと、昔ののり

といいですか、そういう形であります。その土地の分についての看板ということであります。

改めて確認させていただきましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 県の土地ということであつたわけですね。そうすると、基本的にここを購入された方が利用するとすれば、本当に大事な土地です。そこがあれば道路から乗り入れ

ができるというような土地の行き方のする売却なのかなという気はするんですが、前に町がこの土地を売却するときには、こののり面は県の所有地でありというような、そのようなお話とかなんかはあったんでしょうかね。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 町のほうには、公図で所有権がありまして、もう道路ができたのは相当昔の話。ですから、道路敷の一部ということでのり相当分がずっとあって、それから今回の払下げをした区有財産というのが平行してあったということで、払下げする段階ではもう道路が先でありますので、その筆とか所有権界ははっきりしていたということであります。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） そういうふうな方法であれば、今回は購入された方は利用度が上がるのかなという感じもするわけであります。

ただ、私が思うには、町の区有財産等については地権者の方、その松島区に住んでいる居住者の方がどうしても移転をしなくちゃならないとか、隣接の土地とかそういうところをメインとして区有財産の払下げをするのだというふうに思っていたんですけれども、今回はある企業のほうに売却されたということであるわけですから、ぜひ有効利用になるように、これからその企業との話合いの場のときには、松島にふさわしい施設が建つように、全面的に松島町も頑張っていたきたいと、そのように思っこの質問は終わらせていただきます。

最後になります。あと1点だけ聞かせてください。

松島でも、もう震災から10年たとうとしております。近く間もなく10年になろうとしているわけですが、この震災復興に対する遺構というんですかね、松島にこれからこの震災のために、後世のために残しておきたいというものは、何か町としては考えているのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 10年たちます。復興事業のほうも10年間で一区切り。事業のほうはもしかして11年目に入るかと、でも発注その他は全部10年目で終わらせていきたいと。そうすることによって、形が出て完了するというので、1つ今考えていることは、復興事業が全部完了したら何か形に残ることはしたいなということで、今内部でいろいろお話ししています。

1つの催しをするのもしかり、あとせつかく石田沢の防災センターもありますので、何かそういうところに後世に伝えられるような、例えば派遣で来ていただいた方の銘板みたいなものですとかそういうものをそこに置いておくとか、いろんなことが考えられるのではないかと

なということで、今の復興事業が終わった段階でそういうことを1つ何かできればなど。まだ具体的な内容については内部でまだまだ詰めておりませんので、今後1つそういうことでは考えていきたいと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） 唯一、やっぱりこの自然公園の中にある特別名勝松島として、震災ではそれほど被害が少なかったという面も含めて、なぜそのような町の海のこういう地形の中で震災を免れたのかなというような、そういう遺構というのはやっぱり後世に伝えるべきであって、これをぜひ今後町としては何かの中に入れてもらって、これを後世にずっと伝えていく方法もあっていいのではないかなと思っているわけでありますので、単なる島があったから松島は被害が少なかったんだよだけじゃなくて、なぜそうなったのかということもきちんと後世に残すべきだろうと私は思っております。

そして、昨日も言ったんですが、東松島市出身のガイドさんが切々とこの震災のことについて自分の体験を述べられてきたわけであります。本当に私も感銘してそれを聞いてきたんですが、こういうことを含めて、松島町の中でもこの震災ということに対しての遺構というものをぜひ語り続けていくか、残すか、そのようなことも十分に考えて、これから町のほうとしてこの震災遺構ということも含めて考えていただきたいと、そのように思います。この辺について、最終的な考えとして、町長はどう思っているでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 松島町が主催ではございませんけれども、松島町も関係してされている事業が実はございまして、これは松島湾を考えて取り組んでいる事業で、ついこの間というかちょっと日にちはたちましたかもしれませんが、福浦橋から藻場の再生を願って、アマモの再生をということで、そういう事業も行われました。これについては塩竈の方が筆頭になって、松島湾にそういったものを震災前のように復旧していこうと、そういったことで小魚が出て、また松島湾が豊かな海に戻るということで、そのCDがございまして、それの中ではいろんな、松島湾が何で震災からこういうふうに守られたかなど、全てずっと語っているわけじゃないんですが、取り入れられた内容にもなっておりまして、それが全体としては松島湾を構成する自治体でそれらについても今後活用されていくと思っております。

なお、つい最近のやつはこの間見させていただいたばかりなのでデモテープではありましたが、もうそろそろ完成品が出てくるものと思っております。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） ぜひその辺のいい方向になるように進めていただきたいと思います。

あと、最後に1点だけ聞かせてください。

町のほうとして、ちょうどこの右側の下水道処理場の跡地の脇のところ、今回土地の利用計画ができたわけでありますが、ここに以前進出しようとした企業が断念したというお話を聞いているわけであります。ですから、その辺を含めて、今後のこの土地の利用方法というのはどう町としては考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これはこの間議会にもお示しましたように、準工業地域ということで松島町として取り入れておりまして、それらについて今いろいろと担当課がいろんなお客さんを紹介しながら取り組んでいるのが実情であります。

現状の、振っていなかったんでありますけれども、現状答弁できる範囲内で担当課長から答弁させます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 片山議員のご質問にお答えします。

質問の内容につきましては、明神の土地の件だと思います。以前、土地利用につきまして、岩手本社のスーパーの出店計画がございますという説明をさせていただきましたが、今年1月からの新型コロナの影響により出店のほうを断念するという連絡がありまして、今現在は、スーパー等ではないんですけれども、新たな事業者のほうで地権者との交渉で動いております。そちらのほうに正式に、地権者と事業者のほうでは契約までは至っていないんですけれども、先日該当する地権者の同意はいただいたということで、一旦町のほうには連絡がありました。ドラッグストアにはなりますが、かなりの面積を有する店舗が出店する意向があるということで、現在町のほうに連絡は来ております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 片山正弘議員。

○6番（片山正弘君） ぜひこの有効利用を考えていただいて、町の発展のために全力を尽くしていただきますことをお願いをして、終わります。

○議長（阿部幸夫君） 6番片山正弘議員の質疑が終わりました。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。

以上で令和元年度各種会計決算に関する総括質疑が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号から議案第91号につきましては、議長を除く13人の委員で構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号から議案第91号につきましては、議長を除く13人の委員で構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

それでは、直ちに決算審査特別委員会を開くことになるわけでございますが、特別委員長が選任されるまでの間、松島町議会委員会条例の規定によりまして、年長者であります片山正弘議員にその職務を遂行していただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、休憩といたします。

午後1時13分 休 憩

午後1時20分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 再開します。

令和元年度決算審査特別委員会の委員長に杉原 崇議員、副委員長に高橋利典議員が選任されました。

お諮りいたします。特別委員会による付託事件の審査のため、9月9日から9月16日までの8日間を休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、9月9日から9月16日までの8日間を休会することに決定をいたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、9月17日午前10時です。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

午後1時21分 散 会